

たちばな資産形成ローン

平成27年1月5日現在

商 品 名	たちばな資産形成ローン
ご利用いただける方	当金庫の営業区域内に居住する方または勤労に従事する方で、当金庫の地区内に住宅またはアパートを建設・取得する方。
お 使 い み ち	住宅新築または取得資金、宅地の購入資金、アパート・貸店舗等の建設または取得資金(用地取得も含む)。
ご 融 資 金 額	1億円以内
ご 利 用 期 間	(1)耐火構造(簡易耐火を含む)建物の新築または取得資金は30年以内。 (2)木造建物の新築または取得資金は25年以内。 (3)建物の増改築、土地購入資金および中古建物購入資金は20年以内。
ご 融 資 利 率	(1)固定金利…契約時の当金庫所定の利率となります。 (2)変動金利…契約時の当金庫所定の利率を年に2回見直すものと、都度見直すものがあります。
ご 返 済 方 法	契約時に指定した返済用口座より毎月5日に元利均等または元金均等返済となります。 なお、ご融資金額の50%以内でボーナス併用返済も可能です。
保 証 人 ・ 担 保	(1)保証会社等の保証はつきません。 (2)担保は融資対象物件とします。 (3)自己所有地に建物を新築または増改築する場合は、当該土地も担保とします。
手 数 料 ・ 保 証 料	当金庫所定の手数料をお支払いいただきます。
苦 情 処 理 措 置 ・ 紛 争 解 決 措 置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法務部コンプライアンス課(9時～17時、電話:0957-27-0088)にお申し出ください。 紛争解決措置 天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、北九州法律相談センター(電話:093-561-0360)、久留米センター(電話:0942-30-0144)の福岡県弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス課または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。
そ の 他	(1)お申し込みには事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 (2)現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては当金庫の本支店までお問合せください。